

放課後児童会における「仕出し弁当」に関する取扱要領

（目的）

第1条 学校給食のない日並びに学校の長期休業期間には、保護者又は業務委託事業者（以下「事業者等」という。）が主導し、仕出し弁当等を注文している放課後児童会がある。

本要領は、放課後児童会と仕出し弁当等との関わりを明確にし、個々の児童の健やかな成長・発達を支える放課後児童会運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）仕出し弁当

放課後児童会利用時の昼食について、弁当業者等が配達する弁当のことをいう。

（2）食育

放課後児童会において、昼食やおやつ場面を通じて、健全な食生活を実現することができるよう、成長・発達段階にある児童へ、食の楽しさや必要性などについて育成支援することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、放課後児童会の実態を把握し、放課後児童会職員並びに事業者等に対し、別表1に基づき十分な説明を行うとともに相談に応じる体制をつくるものとする。

（放課後児童会職員の責務）

第4条 放課後児童会職員は、仕出し弁当の配膳及び片づけ等の協力を行う。

2 児童の食育に関し、保護者へ伝えるべき事実等が発生した場合には、保護者に対して、十分な情報提供に努める。

（その他）

第5条 本要領に定めるもののほか、放課後児童会の運営に関し必要な事項は児童育成課長が別に定める。

附 則

本要領は、平成30年3月1日より施行する。

本要領は、令和3年4月1日より施行する。

本要領は、令和8年4月1日より施行する。

別表1(第3条)

No.	内容	対応者	対応
1	業者対応	事業者等	弁当の選定、メニュー、量、内容、デザートの有無及び値段交渉は事業者等とする。
2	集計・発注・納品	事業者等	発注(数、方法など)に関する全ては事業者等とする。 ただし、校外活動等により放課後児童会職員が受け取れない場合も想定されるため、事業者等は納品日程及び納品時間等について、放課後児童会職員と十分な協議をする。 また、仕出し弁当の納品時間は、腐敗防止の観点から、午前11時以降が望ましいため、事業者等より業者へ、納品時間の指定等の対応をする。
3	支払い	事業者等	放課後児童会職員は支払い、預かり等に関する金銭授受等、お金に関する一切について関与しないこととする。
4	保管	児童会	放課後児童会職員は、玄関にて番重等を受け取り、納品された仕出し弁当を、放課後児童会室内の涼しく、児童の手に触れない場所に保管する。 その際、保冷袋(保冷剤)等を使って保管することが望ましいと思われる場合は、事業者等に対応を依頼する。
		事業者等	保冷袋(保冷剤)等を使って保管する場合は、事業者等にて対応する。
5	過不足	児童会	納品された仕出し弁当の数に不足があった場合は、直接、弁当業者に連絡し、追加を依頼する。 なお、追加できない場合は事業者等へ連絡し、代替案等の相談をする。
		事業者等	不足等の突発的な事案に対して、常に対応ができる体制を構築するとともに、放課後児童会職員から相談があった場合は、代替案等の対応をする。
6	配膳・片づけ	児童会	仕出し弁当の配膳補助(食前準備、食後片づけ)を必要に応じて行う。 その際、食中毒やO-157等の感染症に十分に注意し、必要最低限の配膳補助とする。
7	搬出	児童会	番重等は放課後児童会運営及び業者による回収の妨げにならない場所に搬出する。(玄関先等)

No.	内容	対応者	対応
8	アレルギー対応	児童会	<p>仕出し弁当におけるアレルギー対応については、放課後児童会は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>しかしながら、食事中において、児童からアレルゲンとなる食材の混入について申告があったとき並びに放課後児童会職員がそれらの食材を確認した場合には、児童の生命を最優先とするため、それらの食材を除去するなど柔軟な対応を行う。</p>
		事業者等	<p>仕出し弁当におけるアレルギー対応については、事業者等の責任において実施する。</p> <p>アレルギー対応等として、弁当箱への氏名等を記載する場合は、事業者等による対応とする。</p>
9	その他	児童会	<p>【食べ残しについて】</p> <p>仕出し弁当等の食べ残しについては、著しく食べ残しの量が多い場合や好き嫌いなどの偏食傾向が見られる場合は、必要に応じて保護者に報告するよう努めることとする。</p> <p>【プラスチック容器等の廃棄について】</p> <p>仕出し弁当の容器がプラスチック容器等で業者による回収がされない場合は、事業者等と相談の上、原則、各家庭に持ち帰り処分とする。</p> <p>このことは、その日の児童の食べ残し等の把握をする意味も含めて、事業者等に理解を得ることとする。</p> <p>なお、弁当容器持ち帰り用のポリ袋等の準備は各保護者とする。</p>